

文部科学省が行う学校宛ての定期的な調査の年間調査結果をお知らせするとともに、教育委員会等において行われる学校を対象とした調査についての不断の見直しについて依頼する事務連絡です。

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校担当課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局財務課

文部科学省が行う学校宛ての定期的な調査に係る
年間調査計画等の送付と教育委員会等が実施する調査の精選等について

文部科学省では、これまでも学校における働き方改革の観点から、文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査の見直しに取り組んできました。このたび、中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日）（以下「中教審答申」という。）等を踏まえ、文部科学省として、学校向けの調査について、負担の軽減を図るとともに、各教育委員会や各学校があらかじめ年間の見通しをもって対応することができるよう、年間調査計画等を取りまとめましたので送付いたします。

【見直しの主なポイント】

（学校への調査・照会の負担軽減）

- これまで Excel などの電子ファイルのやり取りで実施していた調査については、原則として文部科学省調査システム（EduSurvey）をはじめとするオンライン調査システムを用いて実施するよう、令和7年度に実施の調査又は令和8年度以降最初に実施する調査に向けて、調査方法の見直しを実施。
- 学校に届く可能性のある調査や通知等について、種類によっては、学校等への一律の依頼や配布を控えることも各教育委員会の判断で可能である旨の留意事項を明示した形で発出することを、令和5年度から行っており、引き続き徹底。

各教育委員会等におかれては、中教審答申において、「調査・統計への回答等」の改善のためには、国、都道府県、市町村、学校のそれぞれが自らの役割を積極的に果たす必要があるとされていること等も踏まえ、引き続き、教育委員会が独自に学校を対象に行う調査につ

いて、文部科学省が実施する調査との重複排除を図るとともに、学校等への一律の依頼や配布を各教育委員会の判断で控えることや、公的な機関の業務上の必要性に基づく調査以外の任意調査等については各学校の判断で回答を控えることを周知する等、学校の負担軽減に向けた見直し等の取組をお願いします。

特に、各教育委員会におかれては、調査の実施にあたって、調査の精選、調査の対象（悉皆（しっかい）／抽出）・頻度・時期・内容の精査や、様式等（選択肢、WEB フォーム等）の工夫、複数の調査の一元化等を行うとともに、首長部局において学校を対象とした調査を行う場合について、調査項目の重複排除等報告者負担の軽減に向けた不断の見直しを行うよう配慮を働きかけるなどの取組をお願いします。また、特に市区町村教育委員会においては、調査や通知、事務連絡の発出数を把握している自治体数が5割未満に留まっている実態も踏まえ、まずは各教育委員会において発出数を把握の上、不断の見直しに取り組んでいただくよう、お願いします。

また、令和7年3月に「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づく学校・学校設置者の自己点検結果（確定値）を公表しました。あわせて、実際に教職員の働き方の改善に対する効果実感が高い取組事例等も示しておりますので、学校・学校設置者におかれては、これらを参考にしつつ、調査回答の負担軽減に資する校務 DX の取組もさらに進めるようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校等に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校等に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、本件についての周知をお願いします。

その際、学校の働き方改革の観点から、周知の方法については、クラウドを活用した文書の共有など、効率的な方法について工夫いただくようお願いします。なお、文部科学省においては、時間外在校等時間の縮減のために、次年度以後も、文部科学省が学校現場を対象として行う調査について、調査頻度の見直しや調査項目の削減等の不断の見直しを行う予定です。

(参考 URL)

- ・「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」（令和6年8月27日、中央教育審議会答申）



https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00006.htm

- ・GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02597.html

- ・令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための
取組状況調査結果



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520_00015.htm

〔担当〕

初等中等教育局財務課 校務調整係

（電話）03-6734-3704

（メールアドレス）ko-mu@mext.go.jp

文部科学省 年間調査(学校宛て)計画【予定】 ※令和8年度以降の実施予定を含む

【統計法に定められている調査】						●: 悉皆調査 ○: 抽出調査																									
No.	令和7年度 実施予定調査	実施 対象	実施 頻度	調査対象	主な調査項目	前回 実施年度	令和7年												令和8年					R8	R9	R10	R11	R12	調査実施の根拠		
							1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月								
1	学校基本調査	悉皆	毎年 1回	国公私(幼・幼保、小、中、義務、高、中等、特支、大学、短大、高専、専修、各種学校)	・児童生徒数 ・教員数、職員数 ・卒業者数 等	R6					●	●	●	●	●										●	●	●	●	●	統計法で定められている基幹統計調査。	
2	学校保健統計調査	抽出	毎年 1回	国公私(幼・幼保、小、中、義務、高、中等)	・児童等の発育状態(身長、体重) ・児童等の健康状態(疾病・異常の有無)	R6					●	●	●	●	●	●									○	○	○	○	○	統計法で定められている基幹統計調査。	
3	学校教員統計調査	悉皆	3年に 1回	国公私(幼・幼保、小、中、義務、高、中等、特支、大学、短大、高専、専修、各種学校)	(1)教員の性別、年齢、職名、学歴、勤務年数、週担当授業時数、給料月額等 (2)教員の異動状況(採用、転入、離職)	R4										●	●	●									●			統計法で定められている基幹統計調査。	
4	地方教育費調査	悉皆	毎年 1回	都道府県立学校 (幼・幼保、小、中、義務、高、中等、特支、高専、専修、各種学校)	・学校教育費(財源別、支出項目別)	R6						●	●	●	●	●									●	●	●	●	●	統計法で定められている一般統計調査。	
5	高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に関する調査	悉皆	毎年 1回	国公私(高(全日制、定時制課程、中等後期))	・卒業予定者数 ・就職希望者数 ・就職内定者数	R6											●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	統計法で定められている一般統計調査。	
6	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	悉皆	毎年 1回	国公私(小、中、義務、高、中等、特支)	・暴力行為の状況 ・いじめの状況 ・長期欠席の状況 等	R6				●	●	●	●	●											●	●	●	●	●	統計法で定められている一般統計調査。	
7	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	悉皆	毎年 1回	公(小、中、義務、高、中等、特支)	・インターネットへの接続状況 ・コンピュータ等の整備の実態 ・教員のICT活用指導力等の状況	R6			●	●	●	●	●												●	●	●	●	●	統計法で定められている一般統計調査。	
8	学校給食栄養報告	抽出	2年に 1回	公(小、中、高(夜間定時))及び共同調理場 ※完全給食実施校に限る	・学校給食の栄養価	R6																				●	●	○	○	○	統計法で定められている一般統計調査。

【閣議決定文書等において行うとされている、または指標として設定されている調査】

No.	令和7年度 実施予定調査	実施 対象	実施 頻度	調査対象	主な調査項目	前回 実施年度	令和7年												令和8年					R8	R9	R10	R11	R12	調査実施の根拠	
							1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月							
9	全国学力・学習状況調査	悉皆	毎年 1回	国公私(小6、中3、義務前期6、後期3、中等3、特支小6、特支中3、)	・(学校に対する調査)学校における指導方法に関する取組 等 ・(児童生徒に対する調査)教科(国語、算数・数学)、学習意欲、学習方法、学習環境 等	R6																								教育振興基本計画において、毎年度悉皆で行うこととされており、それに基づき全国学力・学習状況調査実施要領において実施が定められている。
10	特別支援教育に関する調査	悉皆	毎年 1回	国公私(幼、小、中、義務、高、中等、特支) ※調査項目によって対象校種は異なる。	・通級による指導実施状況 ・学校における医療的ケアの実態 ・特別支援教育体制整備状況 等	R6																								障害者基本計画や教育基本振興計画の指標等として設定されている。
11	英語教育実施状況調査	悉皆	毎年 1回	公(小、中、義務、高、中等)及び教育委員会	・生徒の英語力 等	R6																								教育振興基本計画において、都道府県等の負担軽減等、必要な改善を行いつつ、実施することとされている。
12	薬物乱用防止教室開催状況等調査	悉皆	2～3 年に1 回	国公私(小、中、義務、高、中等、特支) ※特支は調査対象外の調査項目あり	・薬物乱用防止教室の開催の有無 ・がん教育の実施の有無、外部講師活用の有無	R5																								薬物乱用防止五か年戦略やがん対策推進基本計画において、薬物乱用防止教室やがん教育の実施について明記されており、実施状況をフォローアップすることが求められている。
13	高等学校等における国際交流等の状況調査	悉皆	2年に 1回	国公私(小、中、義務、高、中等、特支)	・高校生の留学 ・外国人留学生の受け入れ 等	R6																							教育振興基本計画の指標として設定されている。	
14	日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査	悉皆	2年に 1回	国公私(小、中、義務、高、中等、特支) ※教育委員会で回答出来ない場合のみ	日本語指導が必要な児童生徒の①学校種別在籍状況、②母語別在籍状況 等	R5																								教育振興基本計画の指標として設定されている。
15	学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査	悉皆	2年に 1回	国公私(幼、幼保、小、中、義務、高、中等、特支)	・学校安全計画の策定状況と内容の充実 ・危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成状況 等	R6																							第3次学校安全の推進に関する計画において、各取組の進捗状況を確認する必要がある。	
16	情報活用能力調査	抽出	3年に 1回	国公私(小、中、義務、高、中等)	・情報活用能力に関する学力調査(対児童生徒) ・学校内外における情報活用の状況等(対児童生徒) ・教育の情報化に関する教員の取組状況等(対学校)	R6																							教育振興基本計画の参考指標として設定されている。	
17	「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づく学校・学校設置者の自己点検	悉皆	毎年 1回	公(小、中、義務、中等、特支)	・児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡におけるクラウドサービスの活用状況 ・保護者への調査・アンケート等におけるクラウドサービスの活用状況 等	R6																								デジタル行財政改革会議において、教育DXに係る重要業績評価指標(KPI)を設定しており、その進捗状況を把握する必要があるため。

【その他の調査】

No.	令和7年度 実施予定調査	実施 対象	実施 頻度	調査対象	主な調査項目	前回 実施年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	R8	R9	R10	R11	R12	調査実施の根拠
18	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	悉皆	毎年 1回	国公私(小5、中2、義務前期5、後期2、中等2、特支小5、中2、)	・(学校に対する調査)体力・運動能力向上の取組、保健体育の授業 ・(児童生徒に対する調査)実技、運動習慣 等	R6				●				●										●	●	●	●	●	全国的な子供の体力の状況を把握・分析し、その向上に係る施策の推進を図るため。
19	体罰等の実態把握に係る報告	悉皆	毎年 1回	国公私(幼、小、中、義務、高、中等、特支)	・被害を受けた児童生徒等人数 ・体罰時の状況 ・事実関係の把握の手法 等	R6									●		●							●	●	●	●	●	児童生徒に対する体罰及び不適切な言動又は指導の実態を把握し、これらの禁止及び適切な生徒指導の徹底を図るため。
20	余裕教室活用状況実態調査	悉皆	4年に 1回	公(小、中、義務)	・余裕教室数、活用状況 ・未活用余裕教室の活用計画 等	R3							●			●											●		少子化等に伴い児童生徒数が減少し、余裕教室が増加しており、既存施設を有効活用していくことが求められているため。
21	学校図書館の現状に関する調査	悉皆	5年に 1回	国公私(小、中、義務、高、中等、特支)	・学校図書館における人的整備の状況 ・学校図書館における物的整備の状況 ・読書活動の状況 等	R2									●		●										●		学校図書館図書整備等五か年計画策定にあたっての基礎資料とするため。

【特定の学校種等が対象となる調査】

No.	令和7年度 実施予定調査	実施 対象	実施 頻度	調査対象	主な調査項目	前回 実施年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	R8	R9	R10	R11	R12	調査実施の根拠
22	幼児教育実態調査	悉皆	2年に 1回	公私(幼・幼保連携型認定こども園)	・幼児教育体制整備状況 ・預かり保育の実施状況 ・幼小接続の状況 等	R5							●			●									●		●		幼児教育に係る施策の企画立案のための基礎的なデータの収集のため。
23	私立学校等実態調査 (施設関係部分)	悉皆	毎年 1回	私(幼、小、中、義務、高、中等) ※認定こども園に係る調査については、子ども家庭庁へ移管予定	・耐震化状況(構造体・非構造体) ・都道府県における私立学校耐震化の支援状況 ・私立学校施設の避難所指定・バリアフリー等状況	R6					●			●										●	●	●	●	●	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、「毎年度の進捗状況等により必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこと」とされているため。

(注1) 本計画は事務連絡発出日時点での予定です。また、必要に応じて臨時の調査を行う場合があります。
(注2) 令和8年度以降に実施予定の調査の頻度・時期等は不断の見直しを検討してまいります。

令和7年度実施予定調査名

No.	令和7年度実施予定調査	担当連絡先 (代表:03-5253-4111)
1	学校基本調査	総合教育政策局 参事官(調査企画担当)付 学校基本調査係 (内線:2264、2265)
2	学校保健統計調査	総合教育政策局 参事官(調査企画担当)付 専門調査係 (内線:2262、3240)
3	学校教員統計調査	総合教育政策局 参事官(調査企画担当)付 専門調査係 (内線:2262、3240)
4	地方教育費調査	総合教育政策局 参事官(調査企画担当)付 統計情報分析係 (内線:2266、4737)
5	高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に関する調査	初等中等教育局 児童生徒課 キャリア教育推進係 (内線:4728)
6	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室 生徒指導調査分析係 (内線:3208)
7	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	初等中等教育局 学校情報基盤・教材課 庶務・助成係 (内線:2050)
8	全国学力・学習状況調査	総合教育政策局 参事官(調査企画担当)付 学力調査室 学力調査企画係 (内線:3726)
9	特別支援教育に関する調査	初等中等教育局 特別支援教育課 (通級による指導実施状況調査) 企画調査係(内線:3193) (学校における医療的ケアに関する実態調査) 支援第一係(内線:3967) (特別支援教育体制整備状況調査) 支援第二係(内線:3257) (特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査) 指導係(内線:3716)
10	英語教育実施状況調査	初等中等教育局 教育課程課 外国語教育推進室 企画調整係 (内線:3787)
11	薬物乱用防止教室開催状況等調査	初等中等教育局 健康教育・食育課 (薬物乱用防止教室開催状況調査、がん教育実施状況調査について) がん教育推進係(内線:2931) (学校保健委員会の設置状況について) 保健管理係(内線:2976)
12	日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査	総合教育政策局 国際教育課 外国人児童生徒企画係 (内線:4917)
13	「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づく 学校・学校設置者の自己点検	初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム 校務DX推進係 (内線:3263)
14	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	スポーツ庁 政策課 企画調整室調査係 (内線:2649)
15	体罰等の実態把握に係る報告	初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室生徒指導企画係 生徒指導調査分析係 (内線:3298・3208)
16	余裕教室活用状況実態調査	大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 振興地域係 (内線:2464)
17	学校図書館の現状に関する調査	総合教育政策局 地域学習推進課 図書館・学校図書館振興室 図書館振興係(内線:3484)
18	幼児教育実態調査	初等中等教育局 幼児教育課 企画係 (内線:2361)
19	私立学校等実態調査 (施設関係部分)	<幼稚園(幼稚園型認定こども園除く)以外に係るもの> 高等教育局私学部私学助成課助成第二係(内線:2774) <幼稚園(幼稚園型認定こども園除く)に係るもの> 初等中等教育局幼児教育課振興係(2714) ※認定こども園に係る調査については、子ども家庭庁へ移管

◆「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」（令和6年8月27日、中央教育審議会答申）

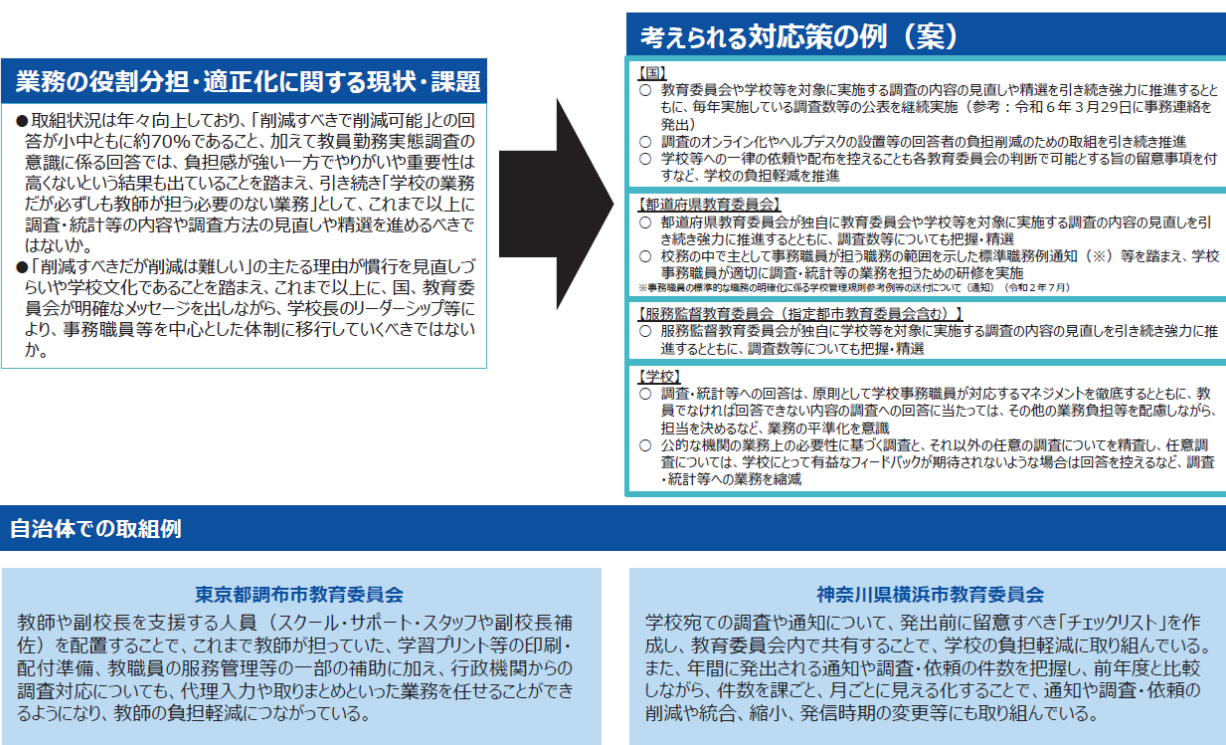
第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

- 業務の適正化については、例えば、教師にとって負担感が強い業務の一つである「調査・統計への回答等」の改善のためには、国による調査の内容の見直しや精選の推進等のみでは十分ではない。都道府県や市町村が独自に実施する調査等の見直しや学校等への一律の依頼・配布を各教育委員会の判断で控えることや、公的機関の業務上の必要性に基づく調査以外の任意調査等について各学校の判断で回答を控えること等、国、都道府県、市町村、学校のそれぞれが自らの役割を積極的に果たすことで具体的な負担の軽減を図ることが必要である。

（別紙）3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による「対応策の例」

（5）調査・統計等への回答等



◆令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果（抜粋）

結果概要 具体的な取組の実施状況

3
(2)

－中教審答申事項等に係る取組状況－



取組内容	都道府県 (n=47)	政令市 (n=20)	市区町村 (n=1,731)	総計 (n=1,798)
⑥所管の学校施設の地域開放について、 利用手続きや鍵の受け渡しなどを教師が関与しない方法で実施している	55.3%	★90.0%	68.7%	68.6%
⑦令和6年度当初、標準授業時数を大幅に上回って（年間1,086単位時間以上）教育課程を編成していた学校に対して、 令和7年度教育課程編成において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とする指導・助言を行っている	★87.2%	★85.0%	★82.0%	★82.2%
⑧学校行事について、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図ることなど、 学校行事の精選・重点化、または準備の簡素化、省力化を図るような指導・助言をしている	★97.9%	★100%	★85.2%	★85.7%
⑨教育委員会から 学校宛ての調査や通知・事務連絡について、発出している数の把握をおこなっている	★85.1%	★85.0%	44.2%	45.7%
⑩ 学校事務の共同実施 をしている	34.0%	★85.0%	74.6%	73.7%
⑪教育委員会として、 各学校の労働安全衛生体制の整備・充実に向けた取組を行っている	★97.9%	★100%	74.9%	75.8%
⑫ストレスチェックや別の調査等において、 教員の仕事と生活への満足度について、教育委員会が把握している	★93.6%	★95.0%	69.0%	70.0%

※1 各取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】のうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」としている。

◆令和5年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果（抜粋）

取組事例

3
(3)

－調査・統計等への回答等に係る取組事例－



学校現場への文書半減プロジェクト（山梨県教育委員会）

知事から県教育委員会に対して、学校現場における事務負担の抜本的な軽減に取り組むよう要請があったことを踏まえ、令和5年度より「学校現場への文書半減プロジェクト」として送付文書の仕分けを実施。県教育長が自ら文書の送付について最終判断をして、学校現場の文書事務の半減を目指している。

具体的にはどういった取組をしているのですか？

教育委員会 学校現場への送付が念頭に置かれている全ての文書を県教育委員会が精査し、「学校に送る文書」、「グループウェア上でデータ共有する文書」、「学校に送らない文書」の3つに仕分けをしています。「学校に送らない文書」については、市町村教育委員会までは送付するものと、一切送付しないものとさらに仕分けを行っています。加えて、アンケートなどの調査物の取扱いについても実施方法や頻度、内容の見直しを進めています。

学校宛ての文書はどれくらい減りましたか？

教育委員会（県） これまで学校現場に送付していた文書を、小学校では前年度のおよそ半分を、県立学校では4割を削減できています。グループウェアによるデータを共有する仕組みの活用をさらに進めたこともいい効果が出ています。

教育委員会（市町村） 県教育委員会が先頭に立って取組を進めてくれたことで、県内の市町村教育委員会においても、県の動きを受けた文書削減に向けた取組を進めるきっかけとなっています。

反響はいかがですか？

教育委員会 教育長を先頭にプロジェクトを実施していることを、報道などでも多く取り上げていただき、他県からも注目をいただいています。学校現場からも好意的に受け止められており、この取組を機に働き方改革への意識も高まっていると感じています。

地道な取組ですが、学校や先生方の負担を少しでも軽減させ、子供たちと向き合う時間を増やせるよう引き続き取り組んで参ります。

県教委から小中学校への文書送付の状況（4月～6月）

